35—01　ＰＵＤＴ

証人尋問などの準備のための手続

１．　立証計画の策定、要証事実と主張の整理及び峻別

(1) 立証事項（立証事実）・証拠の整理

ア 当事者による整理

無効審判請求等に当たっては、審判請求書の請求の理由において、無効の根拠となる具体的事実を特定したうえ、証拠方法の欄に、当該具体的事実（立証事項）とその証拠との関係を具体的に明示して記載しなければならない（特§131②、実§38②、意§52、特施規様式 62 備考 8）。また、証拠調べを申し出るときには、証拠申出書等により、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない（特施規§57 の 3、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

イ 合議体による整理

請求人や被請求人から多数の立証事項及び証拠が提出されることがあるが、「顕著な事実」や本件と無関係な事実等は証拠による認定が不要であり、本件と無関係な証拠は証拠調べが不要である。

したがって、合議体は、当事者が申し出た立証事項（立証事実）のうち、要件事実との関係で何が必要であり、当該事項につきどの証拠によって証明すべきかを整理しておくことが円滑・効率的な証拠調べの実施に当たって重要である。

以上の整理の結果、当事者の主張・申出と異なる審理手続を行うときは、事前に当事者の同意を得ておくことが好ましい。

ウ 証拠の採否

証拠の採否は、証拠の取調べを行う範囲、時期、順序などとともに、職権で決定できる事項である。

ただし、合議体は、証拠の証拠力が薄弱だろうとの予断で、その取調べを

拒否すべきではない。証拠の採否を検討するに当たっては、以下の観点が有用である。

（ア）複数の証拠について、立証しようとする事実が同一であると考えられるときは、当事者にそのことを確認して、主要な証拠に限定してもらうことが有効である。

（イ）証拠方法には次のようにそれぞれの特徴があり、その特徴をいかした立証が効率的な審理の助けとなる。

・ 書証は取調べがしやすく、また、事実の確定に有効である。

・ 検証は構成を把握することが容易である。

・ 人証は事実の細部や、多くの証拠相互の関係を把握するために有効である。

（ウ）人証、検証による立証よりも他の証拠方法が適切であるものについては、その点を挙証者に指摘し、他の証拠方法の追加と不適切な証拠方法の撤回を促す。他方で、人証以外の証拠により認定できない事項につき、人証によって決着をつけることが効率的である（したがって、証人尋問の実施の前に他の証拠調べが終了していることが望ましい。）。

エ 間接事実の取扱い

一つの具体的事実の存在を証明するために複数の間接事実が主張されている場合で、当事者が主張する間接事実に審判官が不要と判断できるものがあるときは、その間接事実の検討及びこれに係る証拠調べを行う必要がない（この点について、挙証者に理由を説明し、証拠調べの申請を取り下げてもらうとよい。）。

(2) 申請された立証事項と証拠方法の検討

ア 主張と証拠との関係が明らかでないとき

当事者は、前記のとおり、その主張に係る具体的事実と証拠との関係を具体的に明らかにすべきであるが、その関係が明らかでない又は関係がないことが明らかであるとき、合議体は、当事者に対し、補正を命じるか、自発的に補正するよう促す（審判請求書の補正。なお、審判請求書として記載不備が著しいときには答弁指令前に審判請求書を審決により却下することも検討する。）。

イ 主張又は証拠が不足しているとき

当事者の主張では、法律要件を判断するのに必要な具体的事実（主要事実）が欠けていることが明らかであるときには、この点についての主張を補充させる。また、後日補助事実についての証拠が補充される蓋然性が高いものについては、それらの指摘を早期にすることが審理期間の短縮につながる。

さらに、主張された具体的事実が立証を要するものであるにもかかわらず証拠に基づかないときには、必要に応じ、証拠の提出を促す。

ウ 尋問事項書等の記載が不明確なとき

人証・検証が申請されているときには、証拠調べの具体的内容を記載した「尋問事項書」、検証物の検証事項を記載した「指示説明書」が添付書類として提出される。具体的に記載されていないとまでは言えなくとも、不明瞭と考えられるときは、合議体から当事者に対し、補正を命じるか、尋問事項書等を自発的に補正してもらう（→21―02）。

(3) 要証事実と主張の整理、峻別

請求人や被請求人の立証事項の中に、法的評価（事実が法律要件を充足するか否かの判断）や事実の評価（適切か不適切か、同じか異なるか等の判断）が含まれていることがある。そのまま証拠調べを実施しても混乱を引き起こしたり、争っている本質部分とずれた証拠調べを行ってしまうおそれがある。事実と主張の区別が明確でないと、証人に対して本件発明との異同を尋問したり、取引が公然実施にあたるか否かを尋問し、証人が無意味な抽象概念（経験した事実以外のこと）を証言する等の無駄を発生させ、審決の起案に支障が生じる結果となりかねない。

このような場合は、要証事実と、当該事実を前提とした法的評価を峻別・整理し、立証事項には事実を示し、その事実の評価やこれに基づく法的評価は別途書面により主張させるように促すことが円滑・効率的な証拠調べの実施のために重要であり、審決を起案するにあたっても有用なことである。また、これにより、立証すべき事実・証拠の不足が判明することもある。

(4) 最初の答弁機会の付与前の証拠調べの実施

証拠調べは、被請求人からの答弁（訂正請求）や請求理由の補正許否の決定がされた後、すなわち、両当事者からの立証事項、証拠、主張が揃った段階に

おいて実施することが通常であるが、例えば、証拠方法が実質的に人証と検証とによる場合で、それらの証拠調べを行わないままに被請求人に答弁の機会を与えても、被請求人が実質的な反論・反証をすることが困難であるときには、答弁の機会付与前に証拠調べを行うことができる。

請求書の方式審理（「請求の理由」の記載要件の調査）の際に、人証や検証による立証事項を確認し、被請求人への答弁指令の前にそれらの証拠調べを行うべきかを検討するとよい。

２．口頭審理と証拠調べ

口頭審理（→33―00）を原則とする（特§145①、実§41、意§52、商§56①、§68④）当事者系審判においては、要証事実、証拠、主張を当事者に峻別・整理させること、証人が何を知っており何を立証するのかを整理させることを、口頭審理で行い、後日、尋問事項書として提出させ、それを相手方に示し反対尋問の準備をさせたうえで証拠調べを行うとしてもよい。

しかしながら、口頭審理と証拠調べを別の日に実施しようとすると手続が煩雑となるばかりでなく審理期間が長くなる問題があるので、口頭審理と証拠調べを同日に行うべく、事前に双方に電子メール等で証拠調べに係る事項を確認、準備させ、実施期日には、先ず、口頭審理を開始して「要証事実と証拠との関係、証拠調べに要する時間、証拠調べの場で行う事項と、その後の口頭審理の場で行う事項との区別」等を、合議体と当事者で確認し、→ 口頭審理中断 → 証拠調べ → 口頭審理再開 → 口頭審理終了、とすることが実務上されている。

また、査定系審判は書面審理を原則とするが（特§145②、意§52、商§56①、§68④）、仮に証人尋問等の証拠調べを行うときには、上記と同様な理由から、口頭審理としてもよい。

なお、口頭審理と証拠調べを同日に行うか否かは、合議体がその有効性や必要性を考慮して判断し、当事者双方に了解を得ておく。

３．証人尋問の事前手続

(1) 申出による証人尋問

ア 証人尋問の申出を採用してこれを行うことに合議で決したときは、

次のとおり措置する。

(ア) 尋問事項書（特施規§58の2、様式65の16）

a 提出がないときは、提出するように補正を命じる。

b 尋問事項の内容に不備があるときは、その点を補正したものを提出するように補正を命じる。

c 必要部数が不足しているときには、これを充足するように補正を命じる。必要部数は、拒絶査定不服審判の場合は1通、それ以外の場合は特許庁分の1通に、証人及び相手方の数に応じた通数である。

d 補正命令に応じなかったときは、合議体の判断により証人尋問申出の採用を見合わせる、あるいは採用するとしてもその手続を進めることなく、重ねて同様なあるいは他の適当な命令を発する等の措置をとる。審判請求を審決で却下することはしない。

(イ) 申出による証人が多数あるときには、証人尋問をすべき者の氏名と、その申出をした側の当事者がいずれであるかを摘記したメモを記録に付しておく

(ウ) 証人尋問に要する費用（証人旅費、日当、宿泊料。以下「旅費等」という。）の予納通知を発するよう審判書記官に指示する。なお、査定系審判においても、証拠調べ費用の予納を命じることができる（特§169③、意§52、商§56①、§68④）。

(エ) 査定系審判にあって証人尋問と口頭審理を同時に行うときには、審判書記官にその旨を指示する。また、当事者系審判にあって、口頭審理を同時に行わないときにもその旨を指示する。

イ ア（ウ）の指示を受けた審判書記官は、証人尋問を申し出た者に、証人が旅費等を請求するか放棄するかを確認し、以下のとおり措置する。

(ア) 証人が旅費等を放棄する場合は、予納手続を省略して、記録を保管する（証人尋問終了時に証人から旅費等の放棄書の提出を求める。）。

(イ) 証人が旅費等を請求する場合は、以下のとおり措置する。

a 証人尋問申出書の記載に基づき、民事訴訟費用等に関する法律の例により証人旅費、日当、宿泊料を計算する（特§169⑥、実§41、意

§52、商§56①、§68④）。

b 保管金受払簿に必要事項を記入し、予納通知（様式１）を起案して、特別送達をもって申出人に送達する。

c 記録を保管したうえで、予納金の納付を確認し、予納金を領収した旨の通知書を歳入歳出外現金出納官吏から受け取り、記録に連綴する。

d 保管金受払簿に予納済のゴム印及びそれを確認した者の印を押す。

ウ イの措置を終えた審判書記官は、以下のとおり措置する。

（ア）口頭審理期日呼出状（様式２、なお口頭審理を行わないときは同様式に準じた証拠調べ期日通知）を起案し、決裁の上、特別送達をもって両当事者に送達する。なお、送達不能のときは、公示送達する。（期日の指定→33―01）

（イ）証人呼出状（様式３）を起案し、決裁の上、尋問事項を記載した書面を添付して（特施規§58の3）、特別送達をもって証人あてに送達する。ただし、証人尋問を申し立てた当事者が証人を「同行」する旨を申し出たときは、送達しない。なお、送達不能のときは、その書類を記録に連綴する。

エ イの措置を終えた後に証人尋問の必要がなくなった場合は、その旨を保管金受払簿に記載した上、申出をした者に対して通知する。この場合において、すでにウの措置を終えていたときは、他の当事者及び証人に対しても通知する。その通知が間に合わず、期日に証人が出頭したときは、開廷して期日の延期を宣し、旅費等を請求する証人にはこれを支払う。

(2) 職権による証人尋問（→36―01）

手続や注意事項は(1)の場合に準じるが、次の点において相違がある。

ア 証人は合議により選定の上、指定する。

イ 尋問事項書は合議体が、又はその指示によって審判書記官が作成し、(1)ウの手続を進める。

4．尋問事項書

(1) 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書を特許庁、証人及び相手方の数に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すればよい（特施規§58の2①）。

(2) 尋問事項書はできる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない（特施規§58の2②）。

（注）特許異議申立事件（特§120）、商標登録異議申立事件（商§43の8→特§150、§151）において証人尋問などの証拠調べを行うときは、上記審判事件における証拠調べに準じて取扱う。

5．出頭した証人に対する費用の支出に関する手続

(1) 審判書記官は証人尋問の前日までに、証人に対して支払うべき旅費、日当、宿泊料の金額を記入した証人尋問通知書を会計課主計係に提出しておく。

(2) 審判書記官は証人旅費、日当、宿泊料の請求書及び振込請求書の各用紙に必要事項を記入した上で、当日出頭した証人に記載内容の確認を求める。確認後、証人は日付・氏名を記入する。

(3) 証人尋問が終了したとき、審判書記官は会計課主計係に上記(2)の各用紙を提出する。

6．鑑定証人、鑑定人、当事者尋問の準備手続

(1) 鑑定証人の尋問には、事前手続に限らず、証人尋問の規定が適用される。

(2) 鑑定人の呼出しには証人尋問手続の規定が準用され、鑑定人の旅費等、鑑定料及び鑑定に必要な費用については証人の旅費等と同様の手続による。鑑定を求める事項を記載した書面の提出その他の手続については35―12参照。

(3) 当事者本人尋問には、証人尋問に関する規定が準用される。ただし、旅費等については、尋問を受ける者が証人ではないから、予納しなくて

よい。

7．検証の手続

廷内における検証でない廷外検証（実地検証）における審判官及び審判書記官の旅費等については予納を要する。その他の手続については 35—06 及び 35—07 参照。

8．在廷証人

予定された証人尋問が進行し、なお不明の点について在廷証人につき尋問することを当事者の一方から申し出たような場合において、他方の当事者も同意し、その証人尋問が既に行われた証人尋問の補足的なものと認められるときは、これを採用して差し支えない。

ただ他方の当事者が同意しないときには、反対尋問の準備において欠けるところがあるとも考えられるので、補足的なものであることが明らかでなければ採用しない方が好ましい。

9．書面尋問

(1) 書面尋問

合議体は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて、書面の提出をさせることができる（以下「書面尋問」という。特§151→民訴§278、特施規§58の17）。

書面尋問は、宣誓がなく、反対尋問もないので、信用性の評価にあたっては十分に留意する。

(2) 書面尋問の手続

ア 書面尋問を行うにあたり、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を許諾する事項を記載した書面を提出させることができる。

イ 審判長は証人が尋問に代わる書面の提出すべき期間を定める。

ウ 証人は、当該書面に署名しなければならない。

１０．映像等の送受信による通話の方法による尋問（特§151→民訴§204、特施規§58の16）

(1) 尋問の方法

この方法による尋問は、遠隔地の証人（当事者本人、鑑定人）とウェブ会議システム（→37―02）を通じて行う。ウェブ会議システムとは、遠隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法である。

(2) 当事者の意見

この方法による尋問は、新しいタイプの証拠調べの方法であり、当事者の理解を十分に得た上で行うことが望ましいから、実施にあたり、当事者の意見を聴いて行う。

(3) ウェブ会議システムの具体的な利用方法

ア 必要な機器

・パソコン

・インターネット回線

・ウェブカメラ

・マイクとスピーカー

イ 手続

① 利用時間が確定したら、出席者の電子メールアドレスあてに招待メールが届く。招待メールには、開催日時と招待 URL が含まれる。

② 招待メールに示された開催日時以降、招待 URL へのアクセスが可能。招待 URL へアクセスし、ウェブサイト上の会議室へ入室する。

ウ 尋問において文書の写しを送信してこれを提示するため、電子メール等を利用することができる。

エ ウェブ会議システムを利用した場合には、その旨及び証人等が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

１１．証人尋問における証人保護のための措置

(1) 付添い（特§151→民訴§203の2、特施規§58の15の2）

審判長は、証人が著しい不安・緊張を覚えるおそれがあるときは、その不安・

緊張を緩和するのに適当であり、証言に不当な影響を与えるなどするおそれのない者を、尋問中、証人に付き添わせることができる。

この措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かなければならない。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(2) 遮へい（特§151→民訴§203の3、特施規§58の15の3）

審判長は、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合であって、相当と認めるときは、証人と当事者本人又はその法定代理人との間に衝立を置くなどの措置をとることができる。また、事案の性質等を考慮し、証人と傍聴人との間に衝立を置くなどの措置をとることができる。

当該措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かなければならない。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(3) ウェブ会議システム（特§151→民訴§204、特施規§58の16等）

証人が遠隔地に居住する場合に限らず、事案の性質等を考慮し、証人が審判長及び当事者が証人尋問を行う場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる場合であって、相当と認めるときには、ウェブ会議システムによる尋問をすることができる。

当該措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴き、証人を適切な場所に出頭させる。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(4) 傍聴人の退廷（特§151→民訴§203の3②、§204、特施規§58の14）

証人と傍聴人との間の遮へい措置をとる場合及びウェブ会議システムによる尋問をする場合であっても、証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。

（改訂 R5.12）

様式１

予　納　通　知

令和　　年　　月　　日

特許庁　審　　判　　長

殿

無効２０××－８００×××につき申出があった

証人　　尋問の費用金　　円

を本書発送の日から　　日以内に限り当庁歳入歳出外現金出納官吏に現金をもって予納してください。

おって、先に提出のあった上記証人に対する尋問事項を掲載した書面の副本２通を提出してください。なお、この指定期間の延長は認めません。

予納金明細

証　　人	金　　額
計	

なお、予納金の提出後において、審判請求の取り下げ、証人尋問の申出を伴った特許（登録）異議申立ての取下げ又は証人尋問の申出の取下げをした場合は、予納金は還付しますから、歳入歳出外現金出納官吏（当庁会計課）に請求してください。

様式２

口頭審理期日呼出状

令和　　年　　月　　日

特　許　庁　審　判　長

請求人代理人　　殿

被請求人代理人　　殿

無効２０××－８００×××

請求人
被請求人

上記当事者の特許第○○○○○○○号審判事件（無効２０××－８００×××）
につき口頭審理期日を令和　　年　　月　　日　　午
時に指定したから、当日特許庁審判廷に出頭してください。
おって、　　月　　日までに口頭審理陳述要領書を差し出してください。
なお、当日尋問する証人は次のとおりです。

証　　人

様式３

証人呼出状

令和　　年　　月　　日

特　許　庁　審　判　長

殿

無効２０××－８００×××

請 求 人

被請求人

上記事件につき別紙の尋問事項に関して証人として尋問するから、令和　年　月　日午　時、本状持参の上、特許庁審判廷に出頭してください。

正当の理由がないのに呼び出しに応じないときは 10 万円以下の過料に処せられることがあります。

（改訂 R5.12）